

第 49 期 愛知地方最低賃金審議会補欠委員の候補者の推薦に関する公示

愛知労働局一般公示第 12 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、愛知地方最低賃金審議会の使用者を代表する委員の辞任に伴う補欠委員を任命したいので、関係使用者団体は、下記「愛知地方最低賃金審議会委員推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 6 年 4 月 24 日

愛知労働局長 阿 部 充

記

愛知地方最低賃金審議会委員推薦要領

1 推薦資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、愛知労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切年月日

令和 6 年 5 月 16 日（木）

(3) 推薦書の提出先

愛知労働局 労働基準部 賃金課

（名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 4 階）

4 任期 令和 7 年 5 月 21 日まで

様 式

令和 年 月 日

愛知労働局長 殿

推薦者 (代表)

住 所

氏 名

㊟

〔団体の場合は所在地
名称、代表者職氏名〕

愛知地方最低賃金審議会の 使用者代表委員 の候補者として下記の者を
内諾書を添付のうえ推薦します。

記

ふりがな 氏 名	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	歳
現 住 所	(〒 -)			
	電話番号	F A X 番号		
現 職 公職につ いても全 て記入し てくださ い。				
勤 務 先 所 在 地	(〒 -)			
	電話番号	F A X 番号		
主な略歴				

内 諾 書

愛知労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名 ①

私は、愛知地方最低賃金審議会委員に任命されたときには、就任することを内諾します。